

気象警報による臨時休講措置について

10月8日(木) 1・2限は台風接近のため、臨時休講します。

午前10時までに「和歌山県北部」または「南河内」または「泉南」の「暴風警報」が解除されたときは、3時限目から授業をおこないます。

午前10時をすぎても解除されないときは終日休講とします。